

## 産業連関表に関して公的統計基本計画に掲げられた事項の検討結果

事 項	公的統計基本計画の記述	平成23年表での対応
① 一次統計との連携	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	○ 経済センサス-活動調査実施部局に対し、平成21年11月24日付けで同調査に関する意見・要望書を提出し（当該意見・要望書の提出については、産業連関表の基幹統計化に関する審議を行った統計委員会第8回国民経済計算部会（平成22年6月11日開催）においても報告）、その後、平成22年7月29日開催の産業連関幹事会において、回答を聴取するとともに、中期的な事項については、検討の継続を要請した。 [対応された事項の例] ・ 設備投資について、有形固定資産と無形固定資産に欄を分割する。 ・ 工業統計調査と個票レベルでマッチングできる仕組みを作る。  [中期的な要望事項の例] ・ 主産業については、商品別の売上まで把握できるが、従産業については、産業大分類ベースの金額しか得られない。したがって、従産業についても詳細に把握できるようお願いしたい。 ・ 費用の内訳区分の追加をお願いしたい。  ○ なお、次回産業連関表の作成に向け、同調査の次回実施に際しても、意見・要望を提出する予定（平成25年末に提出予定）。
② 固定資本減耗の推計方法の変更	○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。	○ 無形固定資産及び有形固定資産のうち社会資本以外の部分において簿価評価が残っていた国民経済計算が、平成17年基準改定により時価評価に統一されたことを受け、産業連関表においても時価評価を導入する。
③ 公的部門の分類格付けの見直し	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	○ 個々の事業・法人等の活動実態を踏まえつつ、93SNAで示された判断基準に即して格付けを見直した。
④ 詳細な供給・使用表とX表からなる体系への移行の検討	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系（SUT（Supply-Use Tables）／IOT（Input-Output Tables））に移行することについて検討する。	○ ④の課題については、産業連関表の精度面での懸念に関連して生じたものと考えられ、産業連関表の精度がより一層向上すれば、当該体系で示されている供給・使用表も作成可能となり、この移行問題についても解決すると考えられた。そこで、⑤の課題と合わせて、現行の産業連関表の精度の検証及び精度が不十分な場合の改善方策について、次のような内容で検討した。  1 内生部門の分類の設定方法の改善 産業連関幹事会及びその下に設けた部門分類等検討ワーキンググループにおいて、以下の事項を実

事 項	公的統計基本計画の記述	平成 23 年表での対応
⑤ 生産構造及び中間投入構造の把握精度の向上	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米 国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品（生産物）分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表（基本表）及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	<p>施した。</p> <p>i) 生産額等が相当の規模を有する部門における生産物の種類、投入構造の類似性等の確認 ii) 当該確認結果に基づく独立した部門の設定の検討及びそれに必要な推計方法の検討</p> <p>2 産業連関表の基礎データの把握精度の向上</p> <p>i) 経済センサス-活動調査に関する意見・要望の提出については、「① 一次統計との連携」を参照。 ii) 平成 21 年度から 22 年度にかけて産業連関技術会議の下に設けた投入調査ワーキンググループの検討結果に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービス産業・非営利団体等投入調査」（総務省がサービス部門を対象に幅広く実施するもの）</li> <li>・「企業の管理活動等に関する実態調査」（総務省が全産業の本社経費の内訳を把握するために実施するもの。平成 17 年表までは、「本社等の活動実態調査」として実施）</li> </ul> <p>について、調査事項と企業会計との親和性の向上を図るとともに、調査票への記入が容易かつ円滑に行えるようにするため、調査票の設計を抜本的に見直した。また、これら調査の民間委託に際して、質の高い調査が行われるようにするため、総合評価落札方式を導入した。</p> <p>他府省が実施する産業連関構造調査についても、これら見直しを参考に、それぞれ検討を行った。</p> <p>iii) サービス部門を中心に、産出構造に関するデータの未整備分野が多いことを踏まえ、「商品・サービス等の販売先に関する実態調査」の新設について検討し、試行的に実施した。</p>
⑥ 基本価格表示による産業連関表作成の検討	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。	○ 基本価格表示による産業連関表を作成するために必要となる間接税や補助金に関する詳細なデータを得ることができない状況であり、公表に耐え得る精度の表の作成が極めて困難であること、また、平成 23 年表の作成において、重要かつ不可欠な資料として初めて利用する経済センサス-活動調査のデータの利用可能時期との関係で、公表までの作業スケジュールが非常に厳しいことから、平成 23 年表での対応は見送る。
⑦ 産業連関表の基幹統計化	総務省始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表（基本表）は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	○ 統計委員会への諮問・答申を経た上で、平成 22 年 7 月 26 日に基幹統計として指定し、同年 9 月 24 日にその旨を公示した（総務省告示第 345 号）。